#### 豊中市労働相談窓口実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内で働く人の生活の質やワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、一人ひとりの状況に合わせた多様な働き方の実現に寄与するため、豊中市が労働問題に関し、使用者及び労働者の相談に応じるため、豊中市労働相談窓口の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事業内容)

第2条 労働相談とは、次の相談業務を実施する。

- (1) 労働条件に関すること 就業規則、賃金、労働時間、休暇(制度)、労働環境、解雇等
- (2) 労働保険等に関すること 労災保険、雇用保険等
- (3) 労働組合に関すること 労働組合の結成、労働協約、不当労働行為等
- (4) 福利厚生制度等に関すること
- (5) その他労働に関すること

#### (相談員の選任)

第3条 相談員は、労働問題に関し高度な知識と熱意をもち、かつ、相談に対して総合的に対応できる相当の経験を有する者を選任するものとする。

- 2 相談員は、市長が委嘱した者、または市から委託を受けた事業者より指名を受けた者とする。
- 3 前号の委嘱期間は1年以内とする。
- 4 相談員は、再任されることができる。
- 5 市長は、特別の理由があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、相談員を解嘱することができる。

#### (謝礼金の額)

第4条 前条により、選任された相談員への謝礼金の額は1日あたり12,300円とする。

#### (相談窓口の開設日等)

第5条 相談は、豊中市立生活情報センターくらしかんで実施し、開設日は祝休日と年末

年始を除く月曜、水曜、金曜の10時から12時と13時から16時とする。

# (利用資格)

第6条 原則として、豊中市内在住または在勤の労働者及び市内の事業所とする。

# (相談費用)

第7条 相談費用は無料とする。

# (報告と秘密の保持)

第8条 相談員は、相談内容を労働相談カード(様式第1号)により定期に市長へ報告するものとする。

2 相談員は、前項の報告を除いて、職務上知りえた秘密を委嘱期間中及び委嘱期間終了後も漏らしてはならない。

# (事務局)

第9条 相談窓口の事務局は市民協働部くらし支援課において行うものとする。

# 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。